

平成28年 網走市議会
平成28年度予算等審査特別委員会会議録
第6号 平成28年3月17日（木曜日）

○日時 平成28年3月17日
午前10時00分開議

○場所 議場

○出席委員（15名）

委員 長	平賀 貴幸
副委員 長	井戸 達也
委員	小田部 照
	金兵 智則
	川原田 英世
	工藤 英治
	栗田 政男
	近藤 憲治
	佐々木 玲子
	田島 央一
	立崎 聡一
	永本 浩子
	古都 宣裕
	松浦 敏司
	渡部 眞美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水谷 洋一
副 市 長	川田 昌弘
企画総務部長	岩永 雅浩
市民部長	後藤 利博
福祉部長	酒井 信隆
経済部長	今野 哲男
観光部長	田口 桂
水産港湾部長	河野 宣昭
建設部長	石川 裕将
水道部長	猪股 淳一
水道部次長	佐々木 浩司
企画調整課長	高井 秀利
総務課長	大島 昌之
財政課長	秋葉 孝博

保険年金課長	江口 優一
介護福祉課長	桶屋 盛樹
水産漁港課長	脇本 美三
港湾課長	清杉 利明
下水道課長	吉田 憲弘
営業課長	山崎 徹

教 育 長	木目澤 一三
学校教育部長	三島 正昭
社会教育部長	後藤 伸次
社会教育部参事監	米村 衛

○事務局職員

事務局 長	鈴木 直人
事務局 次長	永倉 一之
主 査	小林 久一
総務議事係長	岩尾 弘敏
係	田中 康平

午前10時00分 開会

○平賀貴幸委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

なお、市長から平成27年度東京農業大学学位記授与式出席のため遅参の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部質疑に入ります。

質問者、挙手を願います。

川原田委員。

○川原田英世委員 それでは、私のほうから何点か質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、下水道の特別会計から伺っていきなさいと思います。ページで言うと152ページのほうになります。新しい事業として地方公営企業法適用推進事業というふうになっております。1,489万9,000円と上がっているところですけども、まずこの中身について伺いたいと思っております。

○吉田憲弘下水道課長 初めに、地方公営企業法の適用について簡単に御説明いたします。

下水道事業については、地方財政法で特別会計を設け、経理をすることとされておりまして、経理方式は一般会計と同じ現金主義の官庁会計方式を採用しております。しかしながら、人口減少による使用料収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新費用の増大等、事業経営を取り巻く環境は厳しさを増しており、平成27年の1月に総務大臣通知により経営状況や資産の把握、また、経営のさらなる健全化を図るため、下水道事業についても平成31年度までに地方公営企業法を適用するよう求められているところであります。このことから、本市としましては法の適用に向けて取り組むこととしております。企業会計方式の導入により、財務諸表等を作成するための大前提となるのが、事業資産の把握でございます。下水道事業は膨大な施設設備を有しており、その資産の整理、固定資産台帳の整理を平成28年度より取り進めることとなっております。この固定資産台帳の整理について、平成28年度につきましては1,489万9,000円を計上しております。

○川原田英世委員 国のほうからもあるということなのだと思いますけれども、この期間なのですが、何年間行って実際に移行されるのか、お伺いします。

○吉田憲弘下水道課長 期間としましては、平成31年度までに確実に移行事務を行うため、今お話ししました平成28年度につきましては1,889万9,000円を計上しておりまして、平成29年から平成31年度につきまして、債務負担として2,532万6,000円を計上しております。法適用の推進事業費としましては、4カ年で4,022万5,000円を予定しております。内容につきましては、固定資産台帳の整理に約3,000万円、あと、会計システムの構築等に約1,000万円となっております。

○川原田英世委員 ということになると、平成32年からという、完全に平成32年の頭からということになってくるのだというふうに思うのですが、これによってかなりお金がかかってくる部分もあるのだと思うのですが、上水道と同じような形になってメリットという部分では、いろいろと把握できる部分もあるのですけれども、ちょっと原課として具体的に押さえている利点というか、これによってどういうふうになるかというところを何点かお示しいただきたいなと思うのですが。

○吉田憲弘下水道課長 法の適用後につきまして

は、経理方式が水道事業と同じく複式簿記による企業会計方式となります。このことにより貸借対照表や損益計算書等の財務諸表が作成されて、下水道事業が保有している資産や負債といった財政状況が把握できて、あと、利益や損失といった経営成績もわかりやすくなります。これらのことは、今後増大する更新費用等に対して限られた財源でどう賄うかという指標となりまして、住民サービスの安定的な提供に資することと考えております。○川原田英世委員 理解させていただきました。適時進めていただきたいと思います。

次に、網走港整備特別会計並びに能取漁港整備特別会計、両会計について伺っていききたいと思います。これまでも土地の売却に向けてさまざまな取り組みが行われてきたというふうに私のほうも認識させていただいているところでありますけれども、これは今後も続けていかななくてはならないということだと思います。まず初めに、今年度の販売実績と来年度の見込みについて、今把握されている部分を伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 平成27年度の実績及び今後の見通しという御質問かと思っておりますけれども、まず網走港整備特別会計のほうの答弁をしたいというふうに思います。それで、現時点でございますけれども、平成27年度の土地の売却実績につきましては、2件で、面積におきましては1,068平米でございます。契約額といたしましては約2,000万円で、そのうち1件は分割納入となっておりますところでございます。平成27年度の収入額見込みとしましては、以前契約した分で分割納入分を合わせまして、また、今年度契約分のうち分割納入分を差し引きまして約1,233万円の見込みでございます。今後の見込みということでは、平成28年度におきまして購入いただけることが決定している方は今のところおりませんけれども、漁業関係者のほうから相談は受けておりますので、今後も購入いただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○脇本美三水産漁港課長 続きまして、能取漁港整備特別会計の状況についてお答えをいたしたいと思います。

まず、平成27年度の売却実績でございますが、平成27年度の土地売却実績は、件数で1件、面積で2万5,000平方メートル、金額で9,750万円となっております。内容といたしましては、メガ

ソーラー発電施設用地の定額貸し付けに伴う市有財産整備特別会計の有償所管がえがその内容でございます。今後の見通しということでございますが、この有償所管がえによりまして、特別会計全体といたしましては、赤字額をおよそ1億637万6,000円圧縮できる見込みとなっております。現在のところ、平成28年度中に御購入いただけることが決まっている方については、今のところは決定している方はおりませんが、購入に当たっての条件などについての相談を受けている方が2件ほど引き合いとしてありまして、期待したいのと同時に、売却に向けて努力をしてみたいというふうに思っています。また、工業団地でありますから、網走市企業立地促進条例に基づく企業誘致や市への取り組みとも連携、協力しながら、情報収集等に努めて、土地の売却に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○川原田英世委員 両事業とも相談を受けているところもあってということで、これからさらに取り組みを進めていただきたいと思うのですが、先日の委員会のほうでも話がありました、商工のほうで企業誘致、さまざまな取り組みをされているというところなのですが、ここの連携についてまず伺いたいと思います。

○脇本美三水産漁港課長 企業誘致の取り組みを直接に今実施しているのは商工労働課のほうになります。その商工労働課と相手方の相談を受けている企業様と、いろいろ御相談を受けたり説明をしたりというときに、網走港の背後地ですとか能取漁港、あるいは呼人の工業団地含めて、こういったのがありますということ商工労働課のほうでいろいろ説明をさせていただいているというふうに伺っています。

○川原田英世委員 さらに連携して進めていただきたいなと思うのですが、先日、商工のほうの委員会で、企業誘致としてデータセンターをメインに検討、誘致を進めていくというお話でした。当然、データセンターとなると、誘致する際、場所については、電力、さらには通信用光ケーブル、冷却水の確保、こういった部分が必要になってきますけれども、そういった設備の完備というか、そういった設備の状況について伺いたいのですが。

○脇本美三水産漁港課長 おとといですね、商工費で、いろいろ商工労働課長のほうからデータセンターのお話があったかと思うのですが、具体的

に今、例えば能取漁港あるいは網走港も含めてですけれども、こういう設備が設置できるだろうか、あるいは、こういう電力を引けるだろうかというような相談については、今のところ、まだこちらには伝わってなくて、ただ、商工労働課としては、こういった場所もあるよということは御紹介いただいていると。ただ、担当課にちょっと聞いたのですが、やっぱりデータセンターというのは、水辺は余り好ましくないということもあるようでして、その辺はちょっと難しいのかなという話はしていました。

○川原田英世委員 水辺は余り好ましくないというところで、把握させていただきました。いずれにしても、連携して、企業がその場所を選ぶときには、やっぱりインフラ関係がメインの検討対象になってきますので、そういったところの情報共有等もさらに進めていただきたいと思います。

今、データセンターについて聞かせていただきましたが、そのほか、やはり網走、食のまちというところですので、加工業などに対して、この誘致を、関係各課、また、加工関係の団体等もありますので、そういったところと連携して進めていただきたいと思います。それぞれ見解を伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 それぞれ、さまざまな業種があると思いますけれども、相談等がございましたら、その段階で港湾担当の者もその中に入って、いろいろ、先ほどありました設備等もございませけれども、そういう方の相談には応じたいというふうには考えております。

○脇本美三水産漁港課長 能取漁港に関しても、現在のところ、具体的に加工場や工場の誘致、水産加工場も含めてですけれども、具体的に今話が進んでいるという実態には今のところありません。やはり先ほど申し上げましたとおり、企業立地促進条例含めて、あるいは水産加工業でつくる団体もございませるので、そういったところから相談があれば積極的に応じたいと思いますし、どこかいとこがないかという話になれば、ぜひお勧めをしたいなというふうには考えています。

○川原田英世委員 徐々に徐々に、こういった食品の加工業というのも大規模化してきて、大規模化してきてというよりは、大規模にしなければなかなか採算がとれないという御時世なのだということもあるのですけれども、そういった中で、

大量に企業のベースとなる原料をいかに入手して製造し、またそこでリースさせていくかというところで、各企業が取り組んでいるというところで、私のほうにも、網走のほうに実は進出したいのだという話が何件か来ているところでもありますけれども、現実にはまだちょっと至っていないところでもあります。これから先、食のまちとしての網走は、さらに全国的にも脚光を浴びていくのだらうと思いますので、そこら辺のニーズをしっかりと把握していただいて進めていっていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○平賀貴幸委員長 小田部委員。

○小田部照委員 おはようございます。志誠会の小田部です。早速質問に入らせていただきます。

新規事業としてことしのまちづくりにも掲載され、当初予算主要事業でも御説明のありました在宅医療介護連携推進事業について伺います。代表質問でもお話しさせていただきましたが、高齢化の進展に伴い、当然、要介護認定者が増加し、今後、医療や介護の必要性がより高まります。お年寄りの方々ができる限り健康で、家族と一緒に、住みなれた愛着のある地域で生活を送りたいと願っていると思いますが、在宅での生活を継続するためには、医療と介護の連携は重要であると思っております。予算額は12万円となっておりますが、どのような内容か説明をお願いいたします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 在宅医療介護連携推進事業につきましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅における医療と介護を一体的に提供することを目的とした事業でございます。現状におきましては、保健所による網走地域自治体病院等広域化連携構想検討会議や向陽ヶ丘病院による認知症疾患医療連携協議会が、斜網地区に大空町を含めた関係機関の構成により設立されておりまして、広域的な取り組みを進めているところでございます。今後、地域の実情に応じた市町村ごとの事業の実施が必要となるため、平成28年度におきましては、効果的、効率的な取り組みを進めることを目的といたしまして、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、訪問看護、ケアマネジャー連絡協議会、保健師、地域包括支援センターなどの専門職と連携した協議会を設立するとともに、医療関係、介護保険事業者などの関係者向けの研

修会を予定しているところでございます。

○小田部照委員 平成28年度においては、専門職と連携した協議会を設立し、必要な取り組みについて協議を進めるといったことで理解いたしました。保健所による検討会議や向陽ヶ丘病院による協議会が進める広域的な取り組みといった御説明の中で、どのようなことが行われているのか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 取り組み内容といたしましては、住民向けの啓蒙活動や講演会の開催、医療介護関係者を対象とした研修会の開催、また、共通の連絡票、これを活用した入退院に伴う医療と介護の情報共有などが行われております。

○小田部照委員 今後、網走市が取り組む内容につきましては、どのようなことが考えられるのか御説明をお願いいたします。

○桶屋盛樹介護福祉課長 在宅医療介護連携推進事業につきましては、介護保険法の改正に伴いまして、地域支援事業における包括的支援事業に新たに加えられた事業の一つでございます。内容につきましては、医療と介護の連携に関連いたしまして、資源の把握、課題の抽出と対応策の検討、提供体制の構築、情報共有の支援、相談支援、関係者の研修、市民への普及啓発、他市町村との連携といった八つの取り組みが示されておりますことから、これに準じて網走市の取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員 わかりました。医療と介護が連携した体制づくりに伴いまして、さまざまな事業への取り組みが必要であると認識いたしました。前段にもお話ししましたが、お年寄りの方々は、できる限り健康で家族と一緒に、住みなれた愛着のある地域で生活を送りたいと願っているものと思います。お年寄りを支援する体制づくりは大変重要であります。これからも、超高齢社会にどのように向き合っていくのかが大きな課題となると考えています。今後も積極的な事業の推進をお願いし、次の質問に入ります。

次に、能取漁港整備特別会計ですが、先ほど川原田委員のほうから質疑がありましたので、一部割愛させていただきます。

能取漁港は、漁業水産加工の全盛期に地元及び外来船の第4種避難港として建設されたと聞いております。しかし、200海里となり、能取漁港を取り巻く環境とその条件が一変し、原魚はもとよ

り、加工団地も進まず、以来、この建設費として利息から拡大し、これまで網走市の負の遺産として市の財政に重い負担を強いられてきたと認識しております。やっと、本予算に示された繰上充用金5億5,986万2,000円にまで縮小することができたようですが、なお2,224万4,000円の繰入金が発生しています。少しずつ改善努力の跡が見えますが、現在の状況で一段落とするのか、そろそろ一般会計への組み入れなども含め、大胆な手法、思い切った検討、対策が講じられるべきだと思いますが、将来を見据えた市の考えをお示しいただきたいと思います。

○脇本美三水産漁港課長 能取漁港整備特別会計についてのお尋ねでございます。土地の売却については、先ほど川原田委員のほうから質問がございまして、それにお答えしたとおり、1件2万5,000平米、9,750万円という売却実績でございます。これによりまして、全体で言いますと、売却可能な土地の面積49万5,460平方メートルのうち34万4,567平米の売却が完了したということで、残る15万901平方メートルが未売却用地として残っている状況でございます。

将来を見据えてということでございますが、いずれにしても、累積赤字の解消に向けては、土地を売却する努力というのが何よりも求められるのだらうというふうに考えております。平成28年度の売却先につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、2件の相談はあるものの、現在決まっている状況にございません。繰り返しになりますが、網走市企業立地促進条例に基づく企業誘致や支援の取り組みなどと連携協力をしながら、情報収集と土地の売却に向けて取り組みたいというふうに考えております。なお、特別会計を廃止するなどして一般会計に組み入れるという大胆な手法というお話でございましたが、こういった御提案については、現状で5億円を超える累積赤字を抱えている中では、なかなか難しいというふうに考えております。

○小田部照委員 わかりました。今後の市の努力に一層期待いたします。

それでは、次に網走港整備特別会計について伺います。重要港湾網走港が能取と違うのは、当市及び当地域の経済、産業活動、さらには市民生活活動に密着に取り込まれている重要な都市基盤であるということだらうと思っております。これか

らも道東の一役を担う斜網の中心都市としての役割と、その機能をますます発揮していく港として充実、発展させていかなければならないと思います。能取の二の舞という意見も多くありますが、これは絶対に避け、地方創生、地域発展の核になる覚悟を持たなければなりませんと思います。グローバルな視点、将来を見据えた戦略的な政策を持って積極的に打って出るべきだと考えています。荷物の取り扱い、各種船舶の入港、石炭や木材、油や飼料など総合的に判断して、他地域とも協力し活用策を図るべきだと思いますが、これらの現状について御説明いただきたいと思います。

○清杉利明港湾課長 港湾の現状という御質問かと思えますけれども、まず、平成27年の1月から12月の一年間におきまして、外国貿易、いわゆる外貿のほうにつきましては約8万トン、それから、国内流通、いわゆる内貿につきましては28万4,000トンの貨物の取扱量となっております。また、合計におきましては約38万1,000トンとなっております。平成26年と比べますと、全体で約4,000トン増加している状況でございます。

次に、平成27年の船舶の入港状況でございますけれども、外航商船のほうは9隻、内航商船が594隻、漁船等その他を含めまして1万6,026隻、合計で1万6,629隻となっております。こちらのほうは平成26年と比べますと、若干でございますけれども、371隻ほど減少している現状でございます。

○小田部照委員 それでは、次に港湾の機能、施設の整備に関する状況をお聞きいたします。

○清杉利明港湾課長 港湾の機能、また施設整備に関する現状ということでございますけれども、網走港につきましては、北網地域の経済活動や住民の生活物資などを取り扱う物流の拠点、また、オホーツク海の観光港としての機能も担っているところでございます。昭和53年に重要港湾に指定された以後、現在まで、水深12メートル岸壁を初め、合計12バースが供用されているところでございます。また、施設の整備におきましては、国直轄事業や補助事業などを活用しながら、現在につきましては、防波堤や物揚場などの防災対策、静穏度向上対策、老朽化対策などを進めているところでございます。

○小田部照委員 わかりました。港の活用促進が基本ですが、同時に、用地の有効活用も図られな

ければなりません、残っている土地の売却や活用、企業誘致など、大胆な取り組みが必要だと思います。先ほど川原田委員のほうから質疑がありましたので割愛させていただきますが、網走港は、その機能と性格から、網走にとどまらず、北網、そして道東の核としてその役割を果たし、地域発展の基盤となることを期待して、私の質問を終わります。

○平賀貴幸委員長 田島委員。

○田島央一委員 結政の会の田島です。順次質問をしてみたいです。

まず、国民健康保険特別会計のことについてお伺いしていきますが、まず、ジェネリック医薬品のことでお伺いしていきます。平成28年度からジェネリック医薬品を新たに販売する際の価格が、新薬の現行6割から5割に引き下げられることとなります。厚生労働省としても、医療費抑制につながる観点から、そういった狙いがあるのだろうと承知しておりますが、今回のジェネリック医薬品の薬価改定について網走市の所見をお伺いしたいと思います。

○江口優一保険年金課長 ただいま質問のありましたジェネリック医薬品の価格の軽減についてでございますが、平成28年度からジェネリック医薬品単価が新薬の原則6割から5割に引き下げられる見込みで、ジェネリック医薬品の普及が進むものと考えております。

○田島央一委員 国保の会計にも、多分、ジェネリック医薬品が普及していくと、医療費の抑制ということで網走市にもプラスになることは明らかだと思うのですが、ジェネリック医薬品の普及に努めていく必要があると思うのですが、網走市の取り組みとその考え方についてお伺いしたいと思います。

○江口優一保険年金課長 ジェネリック医薬品を使用するか否かにつきましては、主治医と患者の協議により、医師の判断において処方されるものと考えており、また、患者にも選択する権利があり尊重されなければならないものと考えております。一方、患者負担の軽減や国保の健全財政を維持する上でも、今後、ジェネリックの普及は必要なものと考えております。その上で、本市としましては、平成24年度から、7月の処方実績からジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる自己負担額を、10月の保険証更新時に同封して

おります。また、本年10月から、保険証更新時にジェネリック希望シールやカードを同封し、周知を図っていきたくと考えております。

○田島央一委員 さまざま取り組みのほう、シールも含めてお話あったと思うのですが、もう1点ちょっとお伺いしたいのですが、他市と比べて網走市のジェネリックの普及状況をどういうふうに認識しているのか、その点お伺いしたいのですが。

○江口優一保険年金課長 当市のジェネリックの普及状況でございますが、平成26年度の数量シェアでございますと64.5%となっております。これは、全国平均の58.4%、全道平均の59.5%よりも高くなっております。

○田島央一委員 網走市としても取り組みを進めてきた、数字としてあらわれているものが一つあるのかなと思っていました。全国平均、また全道平均よりも高いということではありますが、さらに国保の会計のほうを含めた医療費の抑制のために、さまざま取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、予算説明書の127ページ、128ページのほうになりますが、第三者納付金制度についてお伺いします。一般退職被保険者が交通事故等により国保による治療を受けた場合、その費用を加害者、第三者から責任割合に応じて損害賠償金として受け入れるものであります。この網走市のほうで、この事務の流れをまず説明していただきたいなと思います。

○江口優一保険年金課長 網走市の国保におきまして、第三者行為であるかどうかの確認につきましては、交通事故等でありますと、加害者が加入している保険会社からの連絡、あとは医療機関からの参考通報のほか、毎月のレセプト点検で外傷性の傷病名が記載されている場合につきましては、被保険者に文書で調査をしております。その調査の結果、第三者行為による傷病かどうかを確認しております。

○田島央一委員 多分そのような対応だと、徴収漏れという可能性も否定できないかなと思うのですが、ここは網走市に限ったことではないと思うのですけれども、結構、本当に交通事故かどうかというのがレセプト点検ではなかなか把握がし切れない現状が全国的にあって、そこを国のほうでも改善しなければならないということで、厚生労働省のほうから通達が多分来ているかと思うので

すけれども、その通達の中身の部分をちょっとお伺いしたいのですが、概要でも構わないのでお願いいたします。

○平賀貴幸委員長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

質疑を続行いたします。

田島委員の質問に対する答弁から。

○江口優一保険年金課長 ただいま御質問のありました通達につきましては、ちょっと内容等につきましては新聞報道等では見ておりますけれども、通達については、ちょっと申しわけありませんが確認はしておりません。

○田島央一委員 改善に向けた取り組みが必要だと思うのですが、例えば新年度からどのように取り組んでいくのか、お考え等ありましたらお聞かせ願いたいと思うのですが。

○江口優一保険年金課長 平成28年度から保険会社と北海道国民健康保険団体連合会とで協定を結びまして、第三者行為による事例が発生した場合については、保険会社から連合会を通じて保険者に通知されることとなっておりますので、より把握方法については確実なものになるものと考えております。

○田島央一委員 保険会社等から連絡があって、今までよりはしっかり把握ができるという、改善する状況が見えているということですが、今回国保の会計の改善に向けて、私なんか思うのは、過去にさかのぼって請求できる分があるのか、例えば4月から新しくそういうふうに損害保険の会社だとかから連絡があったものは、そういった形で漏れがないように対処できると思うのですが、過去の部分、時効だとか期限って多分あると思うのですが、そこをさかのぼって請求できる分がもしあれば、国保の会計としてはプラスに、改善に働くとお思いますので、その辺できるのかどうかも含めて、ちょっと今答弁できないのかどうかかわからないのですが、その辺の考え方をお聞かせ願えればと思います。

○江口優一保険年金課長 第三者行為の請求権につきましては、事故発生日から3年を経過します

と消滅してしまいます。現在、網走市において、後日判明したことによってさかのぼって請求したということはありませんけれども、今後そういうことが判明した場合については、適正に処理していきたいと考えております。

○田島央一委員 3年ということで、期間も示されたところなので、極力、損害保険会社とも協力しなければいけない部分はあるかと思うのですが、その中でこの請求をしっかりといただいで、国保会計の改善に努めていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

介護保険特別会計についてお伺いしてきたいと思っています。政府のほうでは介護離職ゼロの方針が示されているところではありますが、網走市として取り組む姿勢と捉え方について所見をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護離職ゼロに伴う御質問でございます。国は介護離職ゼロを実現するため、介護施設の整備や介護人材の育成を進めるとともに、在宅介護の負担を軽減し、仕事と介護を両立できる社会づくりを目指しております。施策の方向性でございますけれども、必要なサービスの確保といたしまして、在宅施設サービスの整備の充実と加速化、介護サービスを支える介護人材の確保、また、働く環境改善、家族支援として介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保、働く家族等に対する相談支援の充実といったことが示されております。網走市の捉え方なのですけれども、市町村ごとの実情により違いはございますけれども、在宅介護の充実や介護保険の事業の円滑な推進に当たりましては、介護者に対する支援、それと介護人材の確保、また、離職率を抑えていくというようなことが重要になるというふうに考えております。

○田島央一委員 人材確保のことも触れられておりましたが、次に、ちょっと介護従事者の賃金についてお伺いしたいと思いますが、厚生労働省の調査でも、全産業の平均賃金と比較しても月額10万円安い状況にあります。これは平成27年の3月ですか、こちらのほうで示された網走市の介護保険事業計画書、これのアンケートですね、これを見ていくと、平成26年6月に詳細な調査をされています。その中で、介護事業の運営状況等のアンケート調査結果ということで、この中の内容を見

ていくと、やはり事業者さんなんかは、人件費だとか、そういう支出が多かったりだとか、必要な従業者を確保できなかったとか、従事者の確保が非常に困難に感じているとか、かなり人材確保で苦労されているという現状が伝わってきます。こういった厳しい状況にあるかと思うのですが、このアンケート結果に対しての網走市の所見をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 アンケート調査に伴います網走市の所見というようなことでございますが、この第6期計画につきましては、平成26年度に事業者に対して調査を実施し把握したものでございます。その後、制度改正がございまして、賃金が、また全体で2.27%低くなったというような実態がございまして、平成28年度、4月に入りましたら、即時、介護事業者に対するアンケート調査を実施いたしまして、運営状況ですとか介護報酬改定が及ぼす影響、そういったものを把握したいというふうに考えております。

○田島央一委員 今答弁の中で、4月に調査ということで答弁いただきました。この調査結果はいつごろと考えていらっしゃるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 調査結果の取りまとめでございますけれども、事業所によって決算時期などが相違するものですから、できるだけ早期に取りまとめはしたいと思っておりますが、また、一般会計のほうで介護人材確保事業を進めるに当たって、2カ月に1回のペースで事業者との検討会を実施する予定でおりますので、そういった中でも、そのアンケート調査をベースにしながら検討していきたいというふうに考えておりますし、できるだけ早期に取りまとめはしたいというふうに考えております。

○田島央一委員 今、できるだけ早期にということと答弁いただきました。あと、この調査結果を踏まえて次のアクションをどういうふうにしていくのかということが重要だと思うのですが、その点についての所見をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 先ほども御説明したとおり、介護事業者との検討会の中でアンケート調査をベースにお話を聞きまして、必要に応じて、市長会を通じて報酬改定などを要望していけたらというふうに考えております。

○田島央一委員 市長会を通じて国のほうにも要望

していくという形になるかと思うのですが、実はこの前、文教民生委員会のほうを傍聴させていただいたときに、介護報酬の再改定を求める意見書案が出て、それも3年に1回の見直しだから状況を見たらいいのではないかというような意見もあって、意見の一致を見なかった状況があるのですが、今の平成26年の6月ですか、アンケート調査をとったときも厳しい、さらに制度改正があつてマイナス2.27%ですか、報酬のほうも下がっているような状況で、さらに厳しい状況になっているので、次にアンケート調査をとったときには、多分前の結果よりも厳しい状況があるのかなと思っていますので、これは後ろにいる議員さん、それぞれいらっしゃいますが、介護報酬の再改定を求める意見書は、しっかり取り組みを国に対してですね、網走市の現状は多分厳しいと思っておりますので、その点も皆さんに申し伝えて、私のほうからこの点は、ちょっと理事者側ではないのですが、そういった観点も皆さん持っていただきたいなと思っています。

それで、政府のほうは2020年代初頭には25万人の人材確保をうたっているのですが、網走市ではどれくらいふやさないといけないのか、試算されているのか、また、ふやすための対策を含め、網走市の所見をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護人材の不足の把握でございますけれども、実際、現状では把握はしておりません。先ほどもお話しいたしましたアンケート調査、運営状況や報酬改定の影響、それに含めて、どのような人材が必要なのかですとか、どの程度の人材が不足しているのかというような部分をあわせて調査をして、介護人材確保事業における事業者との検討会の中でお話をしていきたいというふうに考えております。

○田島央一委員 承知しました。まずは、やっぱり4月のアンケート調査をとってということが第一歩になるのかなと思っています。

それでは、我が会派のほうで触れられました介護保険の家事援助の一部除外の影響などを含めてちょっと質問していきたいと思うのですが、厚生労働省での見直し議論や検討について、さまざまあると思うのですが、要介護1・2の生活援助が外れると介護保険の財政にどのような影響があるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 要介護1・2の訪問介

護、この部分の生活援助が介護保険給付から外れる影響というようなことでございますけれども、問題点としては、今のところ、まだ詳細が示されておりませんので、どのような影響が生じるかは明らかではないのですが、利用者の負担が増加するですとか、また、市として新たな家事援助サービスを創設しなければいけないですとか、さまざまな課題が出てくるというふうに考えております。平成28年1月末現在で、要介護1・2の方が687人おられます。このうち182人が訪問介護を利用している状況でございますので、この方々の平成27年度の給付見込み額は9,000万円程度になるのではないかというふうに推定をしております。この利用している182名につきましては、ほとんどが生活援助、訪問介護の生活援助と身体介護を複合的に利用されている方が多いので、金額的にこの割合ですとか、そういったことが今ちょっと把握できていない状況でございますので、今後、この辺は分析をして、生活援助が訪問介護から外れてというような影響額を算出できればというふうに考えております。

○田島央一委員 家事援助だとか身体的な部分も含めて、いろいろ複合的にかみ合っているの、なかなかそこを分解して分析していくというには時間がかかるということなので、それは次の調査を踏まえたときに、そういった点も踏まえて、次の対応に向けた分析の一つにしていなければならないと思います。

あと、利用者への影響は、これは何にどの程度サービス料がカットされて、どういう影響が出るのかという点についても最後にお伺いしたいのですが。

○桶屋盛樹介護福祉課長 国が今示している、これから社会保障審議会のほうで随時検討されていくとは思いますが、今国が示している部分では、訪問介護から生活援助を外し、原則自己負担とするというようなことを示しておりますので、懸念される部分といたしましては、利用者の負担増というようなことになるというふうに考えております。

○田島央一委員 改正内容の詳細はまだわからないという部分もありますし、その点が示されたら、関係機関と連携しながら、サービス低下が見込まれるのですが、そこを何とか補うような形で、できる部分のことを対処いただきたいと思います。

その点申し述べて、私からの質問を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 古都委員。

○古都宣裕委員 早速質問に入らせていただきます。私からは、水道事業会計について質問をいたします。水道事業会計予算書の5ページ、6、7ページにかかるのですけれども、まず、ここの配水管布設がえ、導水管布設がえに関する経費とありますけれども、今回はどの区間をどの程度やるのかというのをお答えください。

○佐々木浩司水道部次長 来年度、平成28年度の配水管の布設箇所についての御質問でございますが、配水管の布設がえ箇所につきましては、漏水防止対策のため、道道中園網走停車場線などの8地区におきまして布設がえを予定しております。また、道路改良工事、また、桂町墓地の通路を生活道路で整備する関係がございまして、その箇所につきましては布設がえ箇所を3地区予定しております。合わせて12地区、道路改良3地区と桂町墓地1地区ですので、合わせて12地区の配水管の布設がえを予定しております。

○古都宣裕委員 今のは、中園のが導水管で、桂町等の4地区が配水管という認識でよろしいのかと思うのですけれども、あと、この導水管、配水管は、もちろん経過40年たっているということで布設がえすると思うのですけれども、これがあと何カ年計画で、総延長で何キロぐらい残っているのでしょうか。

○佐々木浩司水道部次長 先ほどの導水管の箇所につきましては、来年度につきましては布設がえ箇所はございませんで、撤去箇所が東藻琴地区で1カ所ございます。来年度につきましては、配水管の布設のみが布設がえ箇所としてなっております。

次に、導水管の今後の布設がえの更新計画の状況でございますが、導水管の布設がえ計画につきましては、平成25年2月に導水管の漏水事故がございました。その漏水事故を受けまして設置しました事故調査検討委員会の提言を踏まえまして、現在、私有地を賃貸借契約により導水管を最短距離で山林、畑を布設しております潮見地区から稲富地区の区間につきまして、維持管理を考慮して道路敷地のほうへ布設がえする予定でございます。そのために、平成26年度に更新ルート選定を委託し、その成果について、維持管理、経済性を考慮

して選定作業を進めてきているところでございます。概算の工事費につきましては現在精査中でございますが、工事延長につきましては、残り約41キロ程度が延長として残る予定でございます。

今後の更新の計画の年数でございますが、今現在、その工事費につきまして精査中でございますので、その工事費が決定後、収支見通しにより更新計画を策定してまいります。今現在、今回の更新計画前までの更新計画では、平成42年をめどに計画を策定する予定でしたが、工事費等、今現在精査中の部分を見て、さらに今後の収支見通しをあわせて再度検討していきたいと思っております。

○古都宣裕委員 今お話あった収支見通しも見ながらということだったのですけれども、ここ去年とことしのを比べましても、収入の部でも、4ページと6ページ合わせても、大体11億9,482万6,000円で、逆に支出のほうを見ますと、両方合わせて15億5,233万8,000円、どう見ても歳入が3億5,000万円ほど足りないという感じの状況を見まして、昨年も見ますと、同じように歳入不足が見込まれて3億1,000万円ほど足りない、3億2,000万円近いですね、3億2,000万円弱足りないという感じの中で見ていくと、どうしても今後値上げ、もしくは、この給水が主な収入源ですけれども、この給水も減っていることから、以前もその関係で値上げを行ったと思うのですけれども、今後また値上げの改定をしていかななくてはならないと思うのですけれども、その改定の見込みと計画とは、今、人口減少も重なって給水事業の収入が不足してきていることから、今後の改定が行われると思うのですけれども、もともと持っていた計画と、今、人口減少から起きてその計画とずれが生じているのか、また、その計画で値上げはどのような形になっているのかというのをお示してください。

○山崎徹営業課長 今後の水道料金改定の見通しということでございますが、現在の水道料金につきましては、算定期間を平成26年度から平成28年度の3カ年として、平均8%料金改定を行いまして経営の安定を図ったところでございます。使用水量について見ますと、平成11年度をピークに給水人口の減少、あと、節水機器の普及、節水意識の高揚等によりまして年々減少しており、今後も回復は見込めない状況でございます。このため、

料金収入についても減少傾向でございますが、歳出面において、公的資金、報償金免除、繰上償還制度の活用効果や、検針、収納等の窓口業務の民間委託の導入、施設の更新計画の優先度を設定し、計画的な修繕を実施することとともに、維持管理経費の節減を図ったことなどによりまして、削減努力によりまして、大きな状況に変化がない限り、当面は累積欠損金を出さないで経営できる見通しとなっております。今後の料金改定の見込みといたしましては、収入の状況と経費の状況によりますので、現時点で何年ごろというお話することはできませんが、できる限り改定時期を先延ばしすることができまよう経営努力をしてみたいと考えております。

○古都宣裕委員 やはり収入を安定させるには、やっぱり給水を上げるという部分が主な収入源になってくると思うのですけれども、一般家庭で言えば、人口減少からして節水をうたっている中、どんどん使ってくださいというのはちょっと不可能だと思います。その中で、では、企業誘致をして工業用、業務用をどんどん使っていただくような状態になるかといったら、それもまたなかなか企業誘致自体も難しい事態だと思いますので、今後、今ペットボトル販売とありますけれども、これは主に網走の水のPRだと思いますけれども、そういった部分も、例えば、今、そのペットボトルの部分は、網走から恵庭まで水を運んで、詰め替えて、ペットボトルに詰め作業をした上で戻していただいてPRに努めていると思うのですけれども、それよりも、工場自体を網走に誘致して網走の水を販売する、そういったような計画等はないでしょうか。

○山崎徹営業課長 過去に、ある企業にその辺のお話をしたことがございますが、そうなりますと、企業自体は言ってみれば水源を買い取って、自前工場を設置して自社生産するという形になりまして、そうしますと、今現状の網走市の水源を売り渡すというのはなかなか難しい問題ですので、その辺については今のところ考えてはおりません。

○古都宣裕委員 この水道自体も、網走は、ここにも水源から引っ張ってきておいしい水を提供しているという状況にあります。ただ、近隣から見るとやっぱり水道料金は高いというのもありますけれども、それはおいしい水の対価であるという部分を十分に認識しつつも、やはり市民は今、

経済状況で大変苦しい状況、日本全体でそんなに裕福な状況ではないと思いますので、そういった部分も考えながら、先ほど答弁にもありましたように、なるべく値上げ改定がそんなに早急に行われないような経営努力をお願いいたします。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ここで、暫時休憩いたします。
午前11時00分休憩

午前11時11分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

永本委員。

○永本浩子委員 公明クラブの永本でございます。私のほうからは、国民健康保険の収納率向上対策事業についてお伺いいたします。まず、網走市の収納率のここ最近の推移はどのようになっていますでしょうか。

○江口優一保険年金課長 網走市国民健康保険料の過去5年間の収納率の推移でございますが、平成22年度の現年度分は91.91%、滞納繰越は12.67%、合計77.24%、平成23年度は、現年度が92.98%、滞納繰越は13.6%、合計80.17%、平成24年度は、現年度は93.59%、滞納繰越は16.34%、合計82.47%、平成25年度の現年度は93.8%、滞納繰越17.95%、合計84.07%と、毎年向上しております。平成26年度の現年度につきましては93.5%と、前年度から0.3ポイント下回っておりますが、滞納繰越が22.12%と、前年度から4.16ポイント上回っており、合計でも84.44%と、前年度を0.36ポイント上回っております。

○永本浩子委員 毎年少しずつ上回ってきているということで、御努力を感じます。今、網走市のこの状態なのですけれども、網走市のこの数字というのは、同じくらいの人口の近隣自治体と比べると、どういった位置づけになるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 他市との比較でございますが、平成26年度現年度分の収納率では、全道35市の中で16位、滞納繰越では同じく6位、合計でも全道35市中8位となっております。また、周辺の市よりも高く、また、同程度の被保険者世帯数の市と比較しましても、合計の収納率では上回っております。

○永本浩子委員 ということは、なかなか網走市

も本当に健闘していただいて、着実に上回っていて、全道的に見てもいいところだということが確認できました。ありがとうございます。現在の滞納者の人数というのは、実質どれぐらいになるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 滞納者の状況でございますが、平成26年度におきましては、滞納世帯が822世帯となっており、総世帯数の12.2%となっております。また、所得が150万円以下の世帯が498世帯で全体の61%を占め、さらに所得が300万円以下となりますと736世帯で、全体の90%を占めている状況にあります。

○永本浩子委員 やはり、各家庭の収入の厳しさというところが大きな要因になっていると思うのですけれども、こうした滞納をされている方への市の対応というのは一体どのような形になっておりますでしょうか。

○江口優一保険年金課長 滞納者への対応でございますが、納付期限が過ぎますと督促状を送付し、それでも納入がない場合につきましては、催告状や納税係職員による訪問、電話による督促を行っております。さらに、各納期日には夜間窓口を開設したり、徴収強化月間においては夜間訪問を実施するなどして、滞納者との接触を図る機会をふやすことで、納付相談や分割納入など、納付しやすい環境を設定するよう心がけております。

○永本浩子委員 さまざまなやり方で、本当に取り組んでくださっているというのがよくわかりました。特に収入の少ないことによって、納めたくても納められないという方に対しては、この分割納入という形が本当にやっていければいいかと思います。過去に私の知り合いでも、本人はとても元気で、病気にならないから大丈夫ということで、この国民健康保険を納めていなかった方が突然倒れて大変な思いをしたということがありましたので、行く行くは本人を守るための大事な制度だと私は思いますので、ぜひまたこの滞納の方への対応の御努力をお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者住宅等安心確保事業についてお聞きいたします。この事業の内容をまず教えていただきたいと思っております。

○桶屋盛樹介護福祉課長 高齢者住宅等安心確保事業についてでございますけれども、シルバーハウジング、これは高齢者向けの住宅になりますけれども、このシルバーハウジングに居住する高齢

者等が自立して安全かつ快適に生活が営むことができるよう、生活援助員、通称ライフサポートアドバイザーと言いますが、その方を団地のほうに配置をいたしまして、生活指導、各種相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などを提供しております。シルバーハウジングにつきましては、現在、大曲地区に市営住宅30戸、北西地区に道営住宅30戸が整備されておりまして、それぞれ1名ずつの生活援助員を配置しております。大曲地区の市営住宅につきましては、社会福祉法人網走福祉協会に委託をしております。北西地区の道営住宅につきましては、社会福祉法人網走市社会福祉協議会のほうに委託をして、生活援助員のほうに配置しております。

○永本浩子委員 御高齢の方が安心して住めるということで、緊急時の対策はどうなっておりますでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 シルバーハウジング、合計で60戸ございますけれども、全てのお部屋に緊急通報システムを配備しておりますことから、緊急時の対応ですとか夜間の相談等にも対応している状況でございます。

○永本浩子委員 了解いたしました。そしてまた、LSAと言われるその方との市との連携というのはどんなぐあいになっているのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 入居者に何かあったりですとか、そういった場合には随時御連絡をとれる体制となっております。困難事例に対しましては、このLSA、生活援助員と地域包括支援センター、そして市が連携して対応するような体制も整えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。現在網走市には、大曲に30戸と向陽のほうに30戸ということで、今60戸が用意されて円滑に運営されているということなのですが、これからさらに高齢者がふえてくる、特に2025年ということを見ると、今後ふやす計画というのはあるのでしょうか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 シルバーハウジングをふやすかというような御質問でございますけれども、今のところ、ふやす予定はございません。今後、高齢者人口、要介護認定者を含めた、推移を含めた施設の整備ですとか、また、民間力によるサービス、高齢者住宅、こういったものの建設も予定されておりますので、最終的に計画の中で、策定委員会のほうで協議をしながら、不足してい

るのかしていないのかというような部分も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。**○永本浩子委員** 了解いたしました。では、状況を踏まえながら、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

次に、在宅医療介護連携推進事業についてなのですが、先ほど小田部委員のほうから質問がありましたので、私のほうからは質問というよりも、既にこの斜網地区で取り組んでいる医療介護等連携強化連絡会議が平成25年からスタートいたしました。一応私も薬剤師ということで何回か出席させていただいております。その中で、平成26年度には網走厚生病院と斜里国保病院でモデル事業がもう実施されておりまして、平成27年度にはモデル事業の評価や連携パス、連携シートなどの具体的な検討がされております。多分そういったところに網走市役所の方も何名か名前も挙がって出席をされておりますので、こうした積み上げられたノウハウを、網走市としても平成28年度から新たに具体化してスタートしていくことですので、フルに生かして推進していただきたいと思います。

また、先日、電子処方箋が解禁になりまして、網走でどれぐらい導入されるか、これからはなるかと思っておりますけれども、こういった手法とか、また、歯医者さんに行けない方たちの訪問歯科医療ということも、やり方等もいろいろ具体的に問題点等も検討されたような経緯もありますので、本当に入院されていた方が退院をして地域に戻ってきたときに、本当にスムーズに、そしてまたいろいろな面で困らないように、地域との連携がスムーズに進むようお願いしたいと思います。

それでは、次に後期高齢者の脳ドックの助成事業についてお伺いいたします。この脳ドック助成事業なのですが、具体的にはどれぐらいの助成があるのか、内容を教えていただきたいと思っております。

○江口優一保険年金課長 後期高齢者医療の脳ドック助成についてですが、平成25年度から75歳以上の後期高齢者にも対象を広げているところです。助成は2年に一度とし、後期高齢者医療保険料に未納がない方を対象としております。脳ドックにかかる費用3万5,640円のうち、自己負担額1万600円を除いた2万5,040円を助成しております。

○永本浩子委員 3万5,640円かかるところを1万600円で脳ドックが受けられるということは、かなり本当にいい内容の助成だと思います。今お聞きしましたけれども、後期高齢者の脳ドック事業ですけれども、多分一時中断されていたと思いますけれども、平成25年から再開したということだと思うのですけれども、その再開に至った経緯というのがありましたらお知らせください。

○平賀貴幸委員長 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

永本委員の質問に対する答弁から。

○江口優一保険年金課長 脳ドックの助成の対象者の拡大の経緯でございますが、もともと脳ドックにつきましては64歳までということでしたけれども、希望とか要請がありまして、75歳以上に拡大しているところでございます。

○永本浩子委員 この75歳以上の脳ドック助成というのは、ほかの市でもやられていることなのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 脳ドックの助成につきましては、各市町村の考え方もあると思います。ほかの市については、ちょっと把握しておりません。

○永本浩子委員 了解いたしました。網走市でこういった形でまた75歳以上の方を対象にということもやっていただけているということは、非常にいいことだと思います。現在、利用者はどれぐらいあるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 平成25年度の脳ドック実施者は55名、平成26年度は65名、平成27年度は2月末現在の人数ですけれども、69名となっております。

○永本浩子委員 また、この脳ドック助成事業をやっているというこの周知の方法はどんな形でされておりますでしょうか。

○江口優一保険年金課長 脳ドックの周知についてでございますが、後期高齢者の健康診査受診券を全件送付しておりますけれども、その案内文書に脳ドックを実施している旨記載しているほか、

市の広報誌においても周知文章を載せております。

○永本浩子委員 今、受診券の中に入れていたということと、広報誌にというお話がありましたけれども、高齢になるほど書類などはなかなか見なくなってしまうし、届いても、ちょっと横に置いた段階で、もうそれっきりということも十分考えられると思います。例えば、ふれあいのようなお年寄りが集まる場所で、やっぱり顔を見て話すのが一番だと思います。市の職員が行けなくても、集まりの主催者に脳ドックの案内を話してもらってもいいかと思いますが、こういったことはいかがでしょうか。

○江口優一保険年金課長 ただいま質問のありました、老人の集まる場や宅配トークなどで要請がありましたら、職員が出向いて説明することについては実施していきたいと考えております。平成28年度から実施するあばしり健康マイレージにおきましても、脳ドックについてはポイント付与の対象としておりますことから、事業のPRも含めて周知していきたいと考えております。また、今後も文書における文字を大きく目立つようにするなど、よりわかりやすい周知方法を行っていきたいと考えております。

○永本浩子委員 了解いたしました。私の父もそうなのですが、5回も脳梗塞で入院して、とうとう最後は半身不随で車椅子生活になってしまいました。医療費も介護費も大変ですし、御本人も家族も本当に大変な思いをすることになります。そうなる前にやっぱり手が打てるこの脳ドック助成事業、ぜひ力を入れて推進していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○平賀貴幸委員長 近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、私のほうから2点お伺いをしたいと思います。まず、下水道整備の特別会計の関係でございますけれども、歳出になりますが、水洗普及促進事業というものがございます。これはこれまで継続的に取り組まれてきた事業だと思うのですが、高度経済成長期に人口がふえる中で、くみ取りから水洗へという一連の衛生環境の向上という目的で長年取り組まれてきたのかなというふうに思いますけれども、この事業をやってきた結果の現状をお示しいただきたいと思います。

○吉田憲弘下水道課長 水洗普及促進事業について

てでございますが、事業費の内訳としましては、下水道事業及び水洗化普及PRのための下水道週間等で行っております広報活動費として59万6,000円、また、水洗化資金貸し付けの見込み額として165万4,000円を計上しております。この事業なのですけれども、水洗化するに当たっての貸付金の見込み額を計上して予特の原資としているのですけれども、ピークは昭和59年、1億1,350万円を計上しております。その金額については、平成13年度に1,000万円を切りまして、平成18年度以降は現状程度の事業費となっております。

○近藤憲治委員 今の御答弁からすると、この事業の中の貸付制度があった結果として、水洗は非常に普及したということだと思えるのですけれども、現状の普及率はどの程度かお示しいただいてもいいですか。

○吉田憲弘下水道課長 平成27年3月末の下水道普及率につきましては93.7%、そのうち水洗化率につきましては98.2%となっております。

○近藤憲治委員 今の御答弁にもあるように、今、水洗化率が非常に高くなって、私の認識としては、この事業の当初の目的というのはほぼ達せられているのではないかなというふうに思います。ただ、一方で、経済的な事情等で、まだまだされていない方が、多くではないけれどもおられるという御配慮でこのような形の事業を組まれていると思うのですけれども、近い将来は、その貸付事業そのものは役割を終えていくべきなのではないかなというふうに考えておりますけれども、その方向感をお伺いしたいと思います。

○吉田憲弘下水道課長 下水道が普及した現在においては、今後は減少する見込みとなっております。また、リフォーム資金等の違う資金もありますので、そういう形で、こちらの事業については減少すると見込んでおります。

○近藤憲治委員 需要がなくなっていけば、事業としても閉じていくという、この先の人口減少を見据えれば、行政が何でもかんでも全てやるということはなかなか困難になってきますので、その取捨選択というのはやはり必要ですから、役割を終えたものは順次閉じていくという考え方を持っていていいのかなというふうには考えております。まだこれは今後の議論だと思いますけれども。

それでは、次に進みたいと思います。次は、介

護保険特別会計の中の成年後見制度推進事業についてお伺いをいたします。高齢化が進むにつれて、また認知症の患者さんがふえるにつれて、この成年後見制度の需要が非常に増してきているというふうに言われておりますけれども、この事業を進めてきている現状等をお示しいただきたいと思えます。

○桶屋盛樹介護福祉課長 成年後見制度推進事業につきましては、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な高齢者等を対象といたしまして、市長による後見等の審判の申し立て及び制度の利用に伴う申し立て費用や、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業、また、制度に関する相談対応や手続支援、市民後見人の要請、後見人の活動支援、制度の普及啓発を行う成年後見相談支援事業の二つの取り組みで実施をしております。成年後見制度利用支援事業につきましては平成21年度から事業に取り組んでおります。これまで、市長申し立て8件、講習助成3件といった実績となっております。成年後見相談支援事業につきましては、平成27年度から社会福祉協議会に委託をしております。現在この業務は生活サポートセンターが担っております。

○近藤憲治委員 今、事業の概要をお示しいただきましたけれども、需要と供給のバランスといったら変ですけれども、ニーズの高まりというのは、原課として実感としてお持ちになられているのかということをお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 少子高齢化に伴う核家族化、また、これに伴って認知症高齢者が増加傾向にあります。地域包括支援センターも、権利擁護というような部分で事業を担っております。毎年相談件数もふえています。また、生活サポートセンターは昨年10月に開設をしておりますけれども、権利擁護の生活後見人の部分ですけれども、昨年10月に開設して、既に31件の相談があり、そのうち制度利用につながったのが2件というようなこともございますので、今後も制度の利用、ニーズは高まっていくというふうに考えております。

○近藤憲治委員 高齢化が進めば認知症の患者さんもふえるという大きな流れがあるかと思えますので、需要はふえていくと。その中で、一つの方向性として、今各自治体が行っているのは、市民後見人の育成を積極的にやっという

一つの流れもあるかと思えます。当市もいろいろな環境要因等々ありますが、やれるところから進めていってみるべきではないのかなというふうに考えているのですけれども、原課としてのお考えを伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 市民後見人の御質問でございます。当市といたしましても、後見人の役割を担う専門職、弁護士、社会福祉士、いろいろございますけれども、その専門職の不足が懸念されたため、成年後見業務を円滑に推進するというようなことを目的といたしまして、平成26年度において北海道との共催により24名の市民後見人を養成したところでございます。平成28年、ことしの2月16日に裁判所のほうから推薦依頼を受けまして、その後、専門職を初めとする成年後見相談支援事業運営協議会のほうで、この市民後見人の推薦者を決定いたしまして、3月22日から初めて2名の市民後見人が稼働するというような状況になっております。

○近藤憲治委員 この先の高齢化社会を見据えた際には、非常に重要な事業になってきていますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

以上で終わります。

○平賀貴幸委員長 松浦委員。

○松浦敏司委員 それでは、6特別会計と水道事業会計について質問します。

まず最初に、市有財産特別会計であります。平成27年度の事業を見ますと、調査委託費として59万4,000円とありますが、調査件数は何件あったのか。また、その結果はどのようになったのか伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成27年度の家屋調査の状況でございますが、9月に10件の家屋調査を実施しております。調査結果でございますが、傾きの変化は生じておりませんので、小康状態が続いているものではないかと認識をしております。

○松浦敏司委員 わかりました。次に、平成27年度は、今月いっぱいあるわけですけれども、平成27年度の事業の見込みについて、また、これまでの事業総額について伺います。

○秋葉孝博財政課長 平成27年度の決算見込みの状況ですが、潮見団地対策事業といたしましては、予定しておりました移転補償、時価買い取り、それから建物の修繕、今年度はこうした事例がなく、

家屋調査の、先ほどお話ししました傾き調査59万4,000円のみとなっております。これまでの累計ですが、昭和59年度から平成27年度の決算見込みになります。32年間で、累計額ですが24億2,075万円となっております。

○松浦敏司委員 大変な金額になっております。それで次に、潮見住宅団地の中で新たな変化とかというものがあれば伺いたいと思えます。

○秋葉孝博財政課長 先ほど、傾き調査のお話をさせていただきましたが、特に変わった点はございません。

○松浦敏司委員 確認いたしました。そのほかに、当面要観察地域とか、あるいは隣接地域は今後とも一定期間は監視しなければならないというふうにも思えます。相当安定はしてきているとは思いますが、終息というのがどの程度なのかちょっと私はわかりませんが、今後どんなふうな、終息までにどのぐらいかかりそうなのか、もしその辺がわかればお話しいたきたいと思えます。

○秋葉孝博財政課長 その終息時期についてのお話でございますが、この区域内、もしくは今お話のあった隣接地域ですとか潮見7丁目地域で、こういったところの一定の要件を満たすランク分けをしているわけでございますが、こういった家屋につきましても、将来的に買い取るというものもございまして、当然ここにお住まいの方の皆さんの生活の事情もございまして、これがいつ市のほうに買い取りの要望が出るかということは、なかなか、その具体的な時期をお示しできるような状況にはございません。

○松浦敏司委員 わかりました。そのとおりだと思います。この潮見住宅団地の問題というのは、そもそもの始まりは、市が分譲した土地の一部において、本来、住宅にはならない公園用地を、十分に調査などをしないまま埋め立てをして、そしてそこを分譲したと、これが原因であるというふうには私は思っています。その結果、地盤沈下が起きて家屋が傾くなど、危険でそこに住むことができなくなり、移転あるいは改修することになったものだと思います。また、対象外の区域においても、土地や建物の不動産評価が下がるといったことも起きているようです。分譲地を購入した市民にとっては、信頼して土地を購入して、念願の家も新築したということなのに、数年後にはその家が住むことができなくなるような状況に陥ると

ということで、信じがたいことが起きたわけです。その意味では、市の分譲した責任というのは極めて重大であります。この間24億円を超える巨額のお金が投入されておりますけれども、被害に遭った市民に対しては、今後とも丁寧な対応が求められていると考えるところです。

次に移ります。

網走港整備特別会計についてです。この計画は、昭和53年の当初計画目標というのは外貿50万トン、内貿170万トンで始まり、それが昭和63年には目標を引き上げ、外貿で80万トン、内貿で200万トンにしました。しかし、平成10年に外貿30万トン、内貿、ちょっと数字が間違っておりましたが、いずれにしても平成10年に下方修正をいたしました。さらに、平成21年には外貿が20.6万トン、内貿が64.6万トンへと目標を引き下げました。そこで、昨年の港湾計画の利用実績についてであります。先ほど他の委員から質問がありましたように、外貿で8万、そして内貿で28.4万トンというようなお話でありました。若干4,000トンほどふえているというようなこともありましたけれども、このふえた要因についてはどのように考えているのか伺います。

○清杉利明港湾課長 貨物量の取扱量が増加した要因でございますけれども、品目によりまして増減さまざまございますけれども、増加した一番の要因につきましては、小麦集出荷施設の稼働によりまして、平成26年と比べまして、小麦の取扱量が約2万トン増加したことが大きな要因となっております。

○松浦敏司委員 その意味では、小麦集出荷施設があそこにしたことよっての影響がすごく大きいのだろうというふうに思いますし、これは、当市においてはいろいろな点で国からの建設にかかわる補助金などもあったかというふうに思っているところです。

次に、昭和63年の、今伺ったように、一定の、4,000トンほどふえているとはいっても、当初の目標、あるいは修正した目標からいっても、相当開きがあるということでありまして。そういう点では、重要港湾そのものが相当過大な計画であるということがわかります。その結果として、相当な広大な背後地も抱えるというようなこともあって、今現在、非常に財政的には大変な会計になっていると思っております。そこで、先ほど他の委員の質問に

もありましたように、売却地について話がありました。ちょっと私もメモし切れなかった点があるのですが、平成27年度の売却というのが2件あって、1,068平米、2,000万円というようなことのお話がありました。そのうち1件が分割納入と、そして、新たに売れたところについても分割というなお話もありましたけれども、もう一度、私、メモし切れなかったものですから、伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 先ほども御答弁させていただきましては、売却実績につきましては2件で、面積につきましては1,068平米でございます。平成27年度における契約額につきましては約2,000万円ということでございまして、そのうちの1件が5年分割での納入となっております。平成27年度におきます収入見込み額といたしましては、平成25年度に契約した分のうち1件の分割納入分、それから、今年度契約したうちの分割納入分が5年間でなっておりますので、その1年間分となりまして、合計額といたしましては1,233万5,000円の収入額となる見込みでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。今現在の、資料を見てわかったのですけれども、繰上充用金というのが13億1,363万円というふうに思うのですが、これはこれで間違いがないか伺います。

○清杉利明港湾課長 今年度の決算見込みにおきましても、約4,000万円程度の単年度黒字のほうを見込んでおりまして、繰上充用金のほうも約13億1,000万円の見込みでございます。

○松浦敏司委員 新年度における土地の売却の見込み、相談はあるというふうには伺ったのですが、誰でもが買えるような土地ではないのですよね。ああいった土地ですから、一定の条件のある方が買うことになるのだろうというふうに思いますが、そういう意味では、やっぱり戦略というのを、どういうふうな形で売り込むかという戦略を持つ必要があるのではないかというふうに思うのですが、その辺でのお考えがもしあれば伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 土地を購入していただくような形での戦略ということでございますけれども、船舶代理店等など、いろいろ物流関係の会社等から情報収集に努めまして、何らかの可能性があるということがわかりましたら、積極的にポートセールスに努めているところでございます。

○松浦敏司委員 今の答弁だと、ちょっと消極的だなど私は印象を持つのです。相談があれば積極的にということですが、そうではなくて、やっぱりもっと売り込む。こういった業種に、物流関係であれば、やっぱりそこをターゲット当てて、そして、こっちはこういったところに打って出ていくというような形、あるいは情報化社会なので、ネットを使っての戦略なんかも当然あるのだろうと思うので、その辺ぜひ考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○清杉利明港湾課長 先ほど御答弁したとおり、相談があったからということではなくて、網走港においても貨物が取り扱えそうだとするような可能性のある情報があったら積極的にポートセールスに努めておりますし、今現在もホームページ上にも載せておりますし、チラシ等もつくりまして、関係の会社等には、先ほど企業誘致の話もございましたけれども、そういう商談会などにもチラシ等の配付をお願いしているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。最後に、今現在、未売却地がどれぐらいあって、そして、それが、土地が全部売れたとすればどれぐらいの金額になるのか、その辺伺いたいと思います。

○清杉利明港湾課長 平成27年度末の、これは現在のところの見込みでございますけれども、未売却地の面積につきましては12万1,922平米でございます。仮に、この面積全部が、現在、大面積で購入していただける場合は、最大30%を割り引くということにしてございますけれども、全部30%減額で売却した場合の金額でございますが、16億1,300万円ほどになります。平成27年度決算の赤字見込み額でございますが、先ほど御説明いたしておりますけれども、13億1,000万円程度ということで、全部売れた場合については赤字の解消が見込める状況でございます。

○松浦敏司委員 ここは能取とはまた条件がちょっと違う面はありますけれども、いずれにしても、土地が売れない限り、この赤字額というのは減らないという、そういう性質のものでありますから、やはり先ほど言ったように、積極的に戦略を持って売り込みをしていくということで、土地売却に努力をする必要があるというふうに思います。同時に、繰上充用金という赤字が13億1,000万円を超えている状況であります。日銀は今、ゼロ金利政策というよりもマイナス金利政策

を行っていて、金利が低く抑えられているので助かっていますけれども、これが、金利が上昇するということになれば、第2の能取になりかねないという、そういった会計だというふうに思っていますので、大変これは注意をしていかなければならないものだというふうに思います。

次に、能取漁港整備特別会計についてであります。新年度予算では、1,292万8,000円が使用料として計上されておりますが、その収入の内訳について伺います。

○脇本美三水産漁港課長 使用料につきましては、工業団地に設置しております汚水処理施設の使用料でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。それで、他会計からの繰り入れとして2,224万4,000円、一般会計から入っておりますけれども、これは、多分赤字がこれ以上膨らまないようにということで繰り入れされているのではないかと思いますので、その辺確認したいと思います。

○脇本美三水産漁港課長 一般会計からの繰入金でございますが、御指摘のとおり、健全化法の関係もありますが、赤字の抑制策の一つというふうに認識しております。この特別会計につきましては、御指摘のとおり、土地の売却が進めば累積赤字の解消も進むというふうに考えておりますけれども、毎年のように土地がどんどん売れるという状況にない中では、こうした一般会計からの繰り入れも行わざるを得ないのかなというふうには考えております。

○松浦敏司委員 そのとおりだと思いますね。過去にはいろいろ経過があって、それでやっと、最高時は67億円ぐらいあったと思いますが、それがここまで、さまざまな取り組みをしてここまで来ているということでもあります。先ほどの他の委員の質問にありましたけれども、平成27年度は1件売却されて2,500平米ですか、メガソーラーということで、市有財産に買い取られるということで、その分が収入としてあり、赤字も削減になったということのようです。それで、未売却地の面積と、全部売れた場合の金額、そして、その結果として赤字は幾ら残るのか伺います。

○脇本美三水産漁港課長 今、松浦委員からお話あった2,500平米、2万5,000平方メートルですので、つけ加えておきたいと思います。

それで、未売却の土地は現在、能取工業団地の

全体の処分可能な土地の面積というのが49万5,468平方メートル、平成27年度中の有償所管がえも含めて、これまで全体の69.5%に当たる34万4,567平方メートルの売却が完了しております。先ほどもちょっとお話をしましたが、15万0,901平方メートルが売却可能な用地として残っているというところではございます。これが仮に全部売れたと仮定した場合のことですが、現在の単価の1平米当たり3,500円を掛けますと、5億2,815万3,000円となります。予算書にも書かせていただいているとおり、繰上充用金としての累積赤字額、これが5億5,986万2,000円ということでございますから、差し引きますと3,170万9,000円が赤字として残る、計算上はそのようなこととなります。

○松浦敏司委員 わかりました。いずれにしても、仮に全部売れたとしても、やはり赤字としては3,000万円を超える赤字が残ると。ただ、いずれにしてもここまでやっとな減ってきたということではありますが、いずれにしても、これは過去の安藤市政の時代の最悪の負の遺産ということでありまして、引き続き、これは土地売却に向けて努力をしなければなりません。先ほど網走港整備特別会計のときも言いましたけれども、条件としてはそこよりもはるかに悪い条件だけれども、やはり売却する上での戦略をしっかり持った形での取り組みというのを望みたいというふうに思います。

○脇本美三水産漁港課長 申しわけありません。先ほど松浦委員から、過去の最高の借金、赤字の最大額67億円というお話でしたが、56億4,900万円程度ということで、一応申し添えておきたいと思っております。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 松浦委員の質疑の途中ではありますが、ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

松浦委員の質疑を続行いたします。

○松浦敏司委員 午前中の質疑の中で、能取特会で10億ほど大きい数字を言ってしまって申しわけありません。57億ということで訂正したいと思います。

次に、国民健康保険特別会計について伺います。国民健康保険は言うまでもなく、他の共済保険や協会けんぽと根本的に異なって、まず、雇用主の負担がない、二つには、自営業者とか、あるいは年金生活者、失業者などという低所得者が多いという特徴を持っております。だからこそ国民健康保険という国が大もとにいて保険事業をするということになっているはずであります。しかし、現実には違って、地方自治体が高過ぎる保険料を下げるためにいろいろな努力をしているというのが現実だと思います。昨年、国保料が引き下げになったことによって、加入者は大変喜んでいてというふうに思います。この制度改正は、国もさすがに保険料の高騰ということで応益分の均等割とか平等割といったところで軽減を拡大するというようなことを行い、本市でもそういったことをしたのではないかと思うのですが、そのことについて伺いたいと思います。

○江口優一保険年金課長 ただいま御質問のありました、国民健康保険料の2割軽減、5割軽減の拡大についてですが、国保の加入者は、その制度の構造上、低所得者の方が多いことから、一定の軽減拡大が行われたものと思われま。

○松浦敏司委員 そういうことだと思うんですね。それで、ジェネリックについては先ほど田島委員もお話ししておりましたので、この辺については割愛をしますが、ただ、これはTPPのところでも大変大きな問題になりました。アメリカの製薬会社が新薬について、その期間を譲らないとか、あるいは、他の国が命にかかわる問題だからもっと短くしなさいというようなことで大いに議論になったところでもあります。ジェネリックについては、本市としては、全国的あるいは全道的な中でも非常に普及が促進されているということでもありますので、引き続きこれは努力をしていただきたいというふうに思います。

それで、次に法定外繰入については、どの程度の繰り入れをしているのか伺います。

○江口優一保険年金課長 法定外繰入については、一般会計からの法定外の繰入金につきましては、保健事業分や福祉医療助成影響分、出産育児一時金などとして、平成26年度決算では約2,500万円を行っております。

○松浦敏司委員 わかりました。私どもは、このほかに、高過ぎる保険料を下げるために一般会計

からの繰り入れもしてということは、これまでも言ってきたところであります。

それで、次に、収納率と滞納世帯については、先ほど永本委員のほうから質問がありましたので、これは割愛します。

次は、結果として、この保険料が払えない人が出て、そして短期証、資格証、そして差し押さえというようなことも行われているというふうに思いますが、この取り組みについて、どのようなことが行われているのか、そして、とりわけ差し押さえということがありますけれども、この差し押さえについては何件あって、どのような要件があれば実行するのか伺います。

○江口優一保険年金課長 滞納者への取り組みについてですが、保険料収入の確保は保険料の負担の公平性を図るという観点から非常に重要なことと認識しており、納付できる能力がありながら、納付約束不履行や接触にも応じないなど、納付意識の希薄な方には、短期証や資格証を発行するなど対応しております。また、差し押さえにつきましても、そういう約束に応じないなどの方に対してはそれぞれ取り組んでおりまして、平成26年度におきましては127件の差し押さえを実施しております。

○松浦敏司委員 この127件の差し押さえの中身というのは、具体的にはどういったものを差し押さえするのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 実際には、預貯金調査や国税還付金などに対して差し押さえを行っております。

○松浦敏司委員 結構、他の市町村でも、こういう差し押さえというのが行われているようですけれども、経済的に余裕があって、あえて払わないという場合についてはそういったことも許されるのかもしれませんが、やはりこれも相手の事情というのをしっかり捉えながら取り組まなければならないものだ、人権にかかわるものでもありますし。そこで伺いますけれども、現在の短期証が何世帯あって、資格証が何世帯に発行しているのか伺います。

○江口優一保険年金課長 平成28年3月1日現在の短期証の交付状況ですが、388世帯に交付しております。また、資格証についても、平成28年3月1日現在で37世帯に交付しております。

○松浦敏司委員 資格証が37というのは、前年あ

るいはその前々年あたりと比べて、ふえているのか減っているのか伺います。

○江口優一保険年金課長 資格証の推移でございますが、平成25年度は27世帯、平成26年度は32世帯となっております。

○松浦敏司委員 そういうことでは、若干ふえているということになるのだろうと。やむを得ないということで資格証を発行するのだろうと思うのですが、ここに至る相手方との接点というか、話し合いというか、そういったものは、どういうふうな経過があって、この37件に資格証を発行したことになるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 資格証の発行につきましては、特別な事情もなく1年以上滞納する世帯としており、交付に当たっては、文書や電話などによる督促及び催告、あるいは、夜間訪問に対しても一切応答がない場合など、また、納入約束を連絡もなく何度も履行しないなど、特に悪質と思われる被保険者に対して、やむを得ず交付しております。

○松浦敏司委員 そういった事情は事情としてあるのかもしれないのですが、この資格証というのは、いわゆる保険証を取り上げるということと同じですよ。病院の窓口に行くと100%払わなければならないということでもありますから、非常に過酷なことだと思います。いろいろな事情があるのだろうというふうにも思います。例えばお金があって、余裕があって払わないという人は、これは論外ですけれども、やはり何らかの家庭的な事情、あるいは財政的な事情があるのかもしれませんが、そういった中で、私も相談事は受けたことはありますけれども、結局そういう人たちというのは、市役所から何らかの形で来ると、恐怖心といいますか、そういったものも持ったりして、なかなか、会えば何らかの約束をしなければならぬというようなこともあって、そういった形で拒否をするというようなこともあるようです。ただ、いずれにしても、こういった形で資格証を発行するというふうになれば、命にかかわる問題でもあるということで、基本的には、これを私どもは、発行すべきでないというふうな考えであります。

次に、後期高齢者医療について伺います。後期高齢者医療は、2年に一度、保険料が引き上がると、これまでもそのような形で引き上げられてま

いました。この間保険料が下がったということも聞いておりますが、どのような理由から下がったと考えられるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 後期高齢者医療の保険料につきましては、2年に一度の改定ということになっておりまして、平成28年度につきましては、平成28年、平成29年度の料率ということで、先ほど北海道後期高齢者医療広域連合議会において決定されたところであります。なお、料率につきましては、被保険者全員が等しく負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額がありますけれども、均等割額については現行の5万1,472円から4万9,809円となり、1,663円の減額、所得割率は、現行の10.52%から10.51%となり、0.01ポイントの減額となっております。なお、この減額につきましては、剰余金が192億円ほどありまして、そちらのほうで使うことで減額ができたというふうに聞いております。

○松浦敏司委員 今、高齢者を取り巻く状況というのは、介護保険もそうですし、この後期高齢者医療もそうですけれども、非常に負担が重くて、社会保障制度に押しつぶされそうだというふうにも言われているほどです。そこで、この192億円の剰余金があってということでもありますから、これはこれとして、高齢者にとっては有効であり喜ばしいことだというふうにも思います。それで、この後期高齢者医療の保険の関係で、賦課限度額を超える人というのはどれぐらいいるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 賦課限度額を超える人につきましては、平成27年度では61名となっております。なお、平成28年度につきましても、賦課限度額につきましては57万円を据え置くということになっておりますので、平成28年度につきましても60名前後と推測されます。

○松浦敏司委員 わかりました。それで、この賦課限度額を超える人に対象となる所得というのは、幾らぐらいあると、この限度額を超えることになるのでしょうか。

○江口優一保険年金課長 限度額を超える所得につきましては、平成27年度につきましては525万9,000円で57万円の限度額に達します。平成28年度につきましては、均等割等が下がっておりますので、528万円で57万円の限度額になると推測されます。

○松浦敏司委員 いずれにしても、60名前後の限度額を超える人が出るということでもあります。

次に、保険料の軽減についてであります。9割、8.5割、5割、2割というふうに軽減策がありますが、対象者はそれぞれどれぐらいいらっしゃいますか。

○江口優一保険年金課長 平成28年度の9割軽減等の対象者につきましては、5月以降の所得が確定しなければ、数字についてはちょっとお答えできませんけれども、現状、被保険者数の増加人数を勘案しますと、9割軽減では約1,280名程度、8.5割軽減は1,140名程度、5割軽減で約560名、2割軽減で約600名と推測しております。

○松浦敏司委員 結構いらっしゃるということでもあります。こういうことから、やはり低所得の人が相当多いということが明らかになったというふうに思います。予算書を見ますと、特別徴収が1億9,618万円、前年よりもマイナス385万円、普通徴収が1億6,258万円で、前年比で言うとプラス389万円、滞納繰り越し分普通徴収が、調定額として460万円、収納率45%とありますが、これについての説明をお願いします。

○江口優一保険年金課長 特別徴収額、普通徴収額につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合から示された納付金を、全体の収納率を平成26年度の決算における収納率99.1%として予算を見込みまして、特別徴収の収納率は100%となるため、逆算することにより、普通徴収の収納率は98.05%となるものです。また、特別徴収の割合を56%、普通徴収の割合を44%として予算計上しております。

続いて、滞納繰り越し分についてですが、平成24年度の収納率が39.94%、平成25年度の収納率は46.77%、平成26年度は46.97%となっており、少なくとも45%の収納を確保したいと考えておりまして、45%としたところであります。

○松浦敏司委員 わかりました。後期高齢者においても、やはり早期発見、早期治療というのが重要だと思います。特定健診の受診率はなかなか苦勞していたというふうに思いますが、どのようになっているか、まずその辺伺いたいと思います。

○江口優一保険年金課長 後期高齢者の健康診査の受診率についてであります。平成24年度は9.68%、平成25年度は9.67%、平成26年度は12.16%と過去最高となっております。平成27年

度につきましては、平成28年1月末現在で613名と、平成26年度受診者の579名を34人ふえておりますので、最終的には12.5%程度と見込んでおります。

○松浦敏司委員 受診率が上がるということは大変喜ばしいことだというふうに思いますが、この受診率が上がった要因はどんなふうに考えていますか。

○江口優一保険年金課長 平成26年度より受診券を対象者全員に個別送付したことや、脳ドック助成を行うときに健康診査もあわせて行うことにより受診率が上がったものと考えます。

○松浦敏司委員 わかりました。引き続き努力をしていただきたいと思います。

あと、短期証、資格証はあるのか、それから、差し押さえはあるのか伺います。

○江口優一保険年金課長 後期高齢者医療における資格証につきましては、医療機関等への受診機会の確保から交付を行っておりません。短期証につきましては、平成27年4月1日現在で15件、平成28年2月1日現在で17件となっております。

○松浦敏司委員 いずれにしても、一定数はいらっしゃるのだというふうに思いますが、資格証が発行していないというのはいいことだというふうに思います。この後期高齢者医療制度というのは、75歳以上の高齢者を囲い込み、この制度はうば捨て山というふうに言った厚労大臣もいたほどでありまして、75歳以上の高齢者を差別する医療で、世界に類例のない制度だというふうに言われており、廃止する必要があるというふうにも私は思っております。

時間がありません。次に行きます。介護保険制度、介護保険特別会計についてです。2015年度から介護報酬がマイナス2.7%となりました。大幅に引き下げられ、全国ではこの改正で介護事業所の年間倒産件数が過去最高となりました。医療介護総合確保推進法によると、この改悪の中で、一つには、要支援の訪問介護と通所介護が介護保険から外すと、市町村が主体である地域支援、介護予防、日常生活支援総合事業、2017年度までに移行させると。特養の入所者を原則要介護3以上、そして、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小というようなことがいろいろやられて、そして、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合か、あるいは預貯金など、資産が

単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合など、そして、さらに所得が160万円以上の人を対象に、制度始まって以来の利用料を2割引き上げることが強行されました。利用者やその家族が今非常に深刻な影響を受けているというふうに思いますが、当市における介護施設への影響についてどのように把握されているか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護報酬改定の影響でございますけれども、現状におきましては、報酬のマイナス改定により厳しい状況が懸念される所でございますけれども、ほとんどの事業者が、マイナス改定分を補うため、処遇改善加算、また、各種加算により報酬を算定しておりますことから、影響は事業所ごとに異なるというふうに考えております。円滑な介護保険事業の推進につきましては、事業所の安定的な運営が必要となりますことから、先ほども御答弁申し上げましたけれども、4月に介護保険事業者に対するアンケート調査を実施して、運営状況、それと報酬改定が及ぼす影響について実態を把握したいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。次に、一定の所得がある人は、平成27年度は何人いて、平成28年度は何人になると想定しているか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険における利用者負担の関係だと思っておりますけれども、これまで、所得にかかわらず、サービス費の1割が自己負担というようなことになっておりましたけれども、平成28年7月から、一定以上の所得のある方につきましては2割負担をいただくこととなりました。2割負担となる基準につきましては、先ほども委員おっしゃられましたが、65歳以上の単身で年金収入のみの場合は280万円、所得にすると160万円の方が該当になります。当市における2割負担の対象者ですけれども、平成28年2月末現在で112名おられます。これは、要介護認定者の6%に相当する数でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。2017年度から要支援の訪問介護と通所介護を保険から外すと。市町村が主体である地域支援事業、介護予防日常生活支援総合事業ということで、2017年度までに移行させることになっておりますが、1年後に控えていて、現在、新年度でしっかりした準備も進めていくのだらうと思っておりますが、その辺はどのような状況になっていきますか。

○桶屋盛樹介護福祉課長 要支援1・2の方の訪問介護と通所介護、これが地域支援事業に移行されてきて、新しい介護予防、日常生活支援総合事業として実施されることとなります。平成28年の作業といたしましては、利用者への対応や報酬等の単価設定が必要となりますので、しっかり、サービスの低下が生じないように、また、利用者や事業者の混乱を招かないように準備を進めて、平成29年度4月からの実施を目指すこととしております。

○松浦敏司委員 わかりました。次に、介護施設の部屋代や食事代を国が補助する補足給付の縮小ということで、世帯分離している、先ほども言いましたけれども、配偶者が住民税課税者の場合か、預貯金、単身で言えば1,000万円、夫婦で言えば2,000万円を超える場合などというふうになっておりますけれども、本市においてこういった対象となる、影響を受ける世帯はどのぐらいあるのか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 補足給付の食事と居住費の負担の関係でございますけれども、申しわけありません、今ちょっと数字を持っていないので、後ほどお話ししたいと思います。

○松浦敏司委員 わかりました。これは後ほどお願いします。

次に、介護保険での最後の質問になりますが、介護保険料は、これ以上の負担増というのは、やはり高齢者にとって耐えられないという声が上がっております。本市においても、もう相当上がっております、やはりこれ以上、私は上げると、1号保険者が相当大変になるというふうに思うのですが、今後の見通しについてどのように考えているか伺います。

○桶屋盛樹介護福祉課長 介護保険料への影響でございますけれども、現在、第6期計画に基づいて事業を進めておりまして、基準額で4,820円というような保険料がございます。事業の履行状況を見ますと、やはり在宅サービス、通所介護ですとか訪問介護がふえているというようなこともございます。また、これから施設などの整備も進んでいくことと思っておりますので、第7期は、今の保険料、基準額に少しプラスされるような保険料が設定されるのではないかとというふうに考えております。

○松浦敏司委員 65歳以上の方、本当に大変な生

活をしていると。ほとんどは年金生活者でありますから、その上に毎年年金が引き下げられているという状況、そして、一定の所得がある場合においては2割の負担という重い負担でありまして、介護認定を受けても介護サービスを満度に受けることができないことになるということも想定されているところです。文字どおり、保険あって介護なしというような状況になるのではないかとというふうに心配しているところであります。

それはそれとして、次に移ります。水道事業会計について質問いたします。先日、地元の広報誌にこのような公告が出ておりまして、これを見た市民が驚いておりますし、私も大変驚いているところです。この公告を読みますと、従来3カ月以上の料金未納者に対して給水停止を行ってきたが、平成28年4月、2週間後です、料金収納のさらなる公平を期するため、2カ月以上の未納者を対象に給水停止することになるというふうに、いわばペナルティーの強化というふうになるのだろうというふうに思うのですが、これは全市民にかかわる大変大きな問題だというふうに私は思います。3月議会の中で、所管委員会も開かれていたわけですが、こういったものがなぜ所管委員会に報告がなされないのか、これは非常に私は不思議だとは思いますが、これはどんなふうにお考えですか。

○山崎徹営業課長 まず、給水停止期間の短縮の経過について御説明させていただきますが、まず、給水停止期間の短縮につきましては、従前、対象未納月数6カ月であったものを、平成20年6月より対象月数を5カ月に、平成24年12月より対象月数を4カ月に、平成25年10月より対象月数を3カ月に改定しておりまして、平成28年4月1日よりさらに1カ月短縮し、未納2カ月を給水停止執行ということとするものでございます。これは、業務の状況を見ながら段階的に期間の短縮を図ってきたものでございまして、これによりまして、やはり給水停止期間の短縮の効果というのですが、未納月数の短縮によりまして、使用者の水道料金の負担感の軽減が図られる、つまり、滞納額が減るということによりまして払いやすい状況となるというふうに考えております。また、水道料金といたしましては、早期回収が見込め、これにより収納率の向上及び督促通知等の郵送料等の減による経費の節減効果が見込めるというふうに考えて

おります。また、滞納者につきましては、今回、現行より1カ月程度早くなるということで、納入相談をより慎重に対応してやっていきたいというふうに考えております。

基本的に、短縮の、議会に諮るということでございますが、水道料金というのは、基本的に使用者と水道事業との相対契約、言ってみれば有償双務契約、1対1の給水継続に対する対価の支払いというものが求めているものでございまして、特にうちの給水停止要領の中で定めておりまして、その期間の短縮でやっているという状況でございます。

○松浦敏司委員 事業者側からすればそうなのかもしれません。経済的に余裕のある家庭であれば、これがこういった形で3カ月が2カ月になっても極端な影響はないと。問題は、こういった、払えない、滞納をする人たちというのは、それなりの事情のある人たちですよ、そこに、3カ月の猶予があったのが1カ月減ってしまうことによって、それは大変な恐怖ですよ、これは。水がとめられれば、これは生きていく上で決定的な要件を欠くことになりますから、そういう意味では、水道というのは公共性のあるものだと。確かに公平性とか、いろいろな言い方をすれば、そういうふうな、事業側から言えばそうなのかもしれませんけれども、ここに対象になる人たちというのは、非常に条件の悪い、収入の低い、何とかかんとかやりくりして、しかし、そういう中で結果として水道料金を払うことができなくなってしまった、こういうときに、3カ月余裕があったのを2カ月になるというのは、これは大変な重圧感といいますか、恐怖感ですよ。それをなぜ、議会にかけなくてもいい問題だというふうに今言われましたけれども、せっかく3月議会で我々、委員会も開いているという中で、報告するチャンスがあるのに、こういった全市民にかかわる問題を委員会に報告しないというのは、これはやはりいかなものかと、こんなふうに私は思うのですが、この辺についてどんなふうにお考えでしょうか。

○山崎徹営業課長 給水停止に至る期間につきましては、基本的に納付書が発行されまして、納付期限が来ます。それから、その納期限後に督促状、その後に納入給水停止通知書、そして給水停止執行通知、これは必ず自宅訪問をいたしまして、必ず面談をするようにしております、いない方もい

らっしゃいますけれども、そして、最終的に納入がなければ給水停止というふうになりますので、少なくともその期間に一月ぐらいかかっております。ですから、いつでも納入相談ができる期間があるというふうに私どもは踏んでおります。

○松浦敏司委員 納入期間があったとしても、お金のないときには払いたくても払いようがない人たちがやっぱりいるのですよ。そういうときに、これまで3カ月の余裕があったのがなくなるということは、その人たちにとっては、まさに生きていく上で水というのは欠かせないものだというのでありますから、これは、話し合えばいいというものでなくて、それを機械的に給水をとめてしまうということが果たしていいのかどうか、これは人命にかかわる問題だと私は思うので、こういったやり方といいますか、一方的に、それも4月1日から、いわゆることし4月から実施する、それを2週間前の先日、地元の広報誌でこういった形で知らせると、これだけで本当にいいのかということをお私に言いたいのですよ。もっと丁寧な説明をすべきでないかというふうに思うのですが、いかがですか。

○山崎徹営業課長 その点につきましてですが、例えば平成26年度を見ますと、まず、給水停止予告が1,059件ございました。その後、給水停止通知、これが667件。この間に納入相談があった方が924件ございます。そして、最終的に給水停止になったのが270件ということで、ところが、平成27年になりますと、今、1月現在ですけれども、まず停水予告が出ている時点では395件、停水通知が出されたのが284件、今現在停水執行がされたのが105件ということで、やはり短縮することによって、その状況が、例えば4から3になった時点と、3から今回2になりますけれども、一時的には滞納はふえますけれども、それは平準化されていくというふうに私どもは考えております。

○松浦敏司委員 あくまでも、それは水道事業所側からの考えだというふうに思いますし、市民にとっては非常に重要な問題であり、到底、今回のやり方は私は認められないという考えであります。そのことを述べて、質問を終わります。

○平賀貴幸委員長 松浦委員、そのままお待ちください。先ほどの松浦委員の質疑に対しての答弁がございました。

○桶屋盛樹介護福祉課長 先ほどの補足給付の影

響でございますけれども、補足給付の申請を勧奨いたしましたして、10月に申請が来ましたのが390件ございました。そのうち14件が非該当というような形になりまして、内訳といたしましては、資産の部分で6件、課税の部分で8件というような状況でございます。

○平賀貴幸委員長 栗田委員。

○栗田政男委員 早速質問に入らせていただきます。各委員から能取の特別会計と網走港特別会計についての質疑を聞いておりました。聞いていく中で、やはりこの二つの会計、歴史的な考察が今必要なのかなという気がしておりました。過去からの経緯をしっかりと踏まえた中で、現在の実態をしっかりと捉えて、今後の未来をどうあるべきかということ、今やっぱりしっかりと考えなくては、現在の今の形だけをあだこうだと言っても、いろいろな歴史が多分そこに生まれているのだろうというふうに思っています。

そういった意味で、まず能取の会計なのですが、これが始まったといいますか、開発に至った経緯と、記憶によりますと、それと並行して能取湖の永久開口が行われたように思うのですが、その辺の事実関係について、ちょっと原課のほうでお願いいたします。

○脇本美三水産漁港課長 まず、能取漁港については、実は卯原内地区と能取地区も含めて、全体として能取漁港という呼び方をしています。恐らく特別会計の件での関係ですから、二見ヶ岡地区のを中心にとってちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

それで、まずこの能取漁港については、昭和44年に第4種漁港の指定を受けた後、昭和45年に、湖口の、今お話のあった永久航路化をするための工事が始まりました。これが昭和49年に永久航路化が果たされると。その結果、永久航路化をしたことによって、能取湖内水面漁業が飛躍的に伸びたという現状もございました。一方、漁港のほうなのですが、これは国の直轄で昭和47年に能取漁港の二見ヶ岡地区が着工されて、昭和55年の7月に能取漁港二見ヶ岡地区の開港がされたという流れになってございます。漁港の整備の経過としてはこういうことです。

○栗田政男委員 昭和45年から計画を持って、今、内水面の漁業高が飛躍的に上がったということは、これは誰しもが現実的に知っている事実だと思

ます。それは結果的に、永久開口をすることによって、生態系、いろいろな自然環境が変わり、いい意味で湖の水質がよくなったということだと思います。聞くところによりますと、それ以前、あの湖でとれたものは泥臭くて、商品価値的には非常に低かった。もう一つ、農業者の方々に聞きますと、当時、これから春の時期にかけて一大水害があつた農業地帯はあつたそうです。それはなぜかと申しますと、永久開口でないことによって、砂で盛り上がってしまい、湖口が塞がれることによって、川の水、湧水が全部あの湖にたまってしまつて、あの一体、特に二見ヶ岡周辺の農場は水浸しだったということで、まずは農作業の前に開口を開く作業をしていたという歴史があつたと聞いております。そういう中で、永久開口ですから、常時、あそこはあく形になりまして、もちろん湧水のほうも潤沢に流れる、順繰り順繰りめぐっていくという体系が今確立されて、農業生産も、あの地域、かなりの圃場がございまして。今はもうすごい生産性のある立派な畑作地帯、あそこから上がる売り上げというのは多大なるものがある、そういう経済効果が、まず、二次的ではありますがけれども、今回のこういう事業によって、あつたということもまず我々は押さえてはならないのではないかとこのように思います。

それで、先ほど来、いろいろそういう中で、債務がそれだけ蓄積したということで、2回ほど大きな改革がされたと思います。まず大きな改革で、複利で膨らんでいく債務を何とか抑えなくてはいけないということで、第1期のことが多分行われたときに、私の記憶によりますと、半額程度の減額がなされたのではないかとこのように思いますが、その事実関係の一つお伺いします。

○脇本美三水産漁港課長 その前に、ちょっと先ほどの説明、言葉足らずだったものですから、ちょっとつけ加えますが、委員御指摘のとおり、当時、融雪時に湖の水位が上昇して、付近の農地や住宅地が水で浸されるというようなことで、国に対して早急な対応が必要だということで湖口の開放、永久航路化というのが進んだということが事実として一つございました。そのことをつけ加えさせていただきますのと、あと、二見ヶ岡の漁港の整備は基本的には国が直轄で行って、管理は北海道ということになっております。ただ、付近に、例えばボートヤード、あるいはレイクサイド

パーク・のとろといった市の施設もございまして、その辺の管理を含めて、市の部分の管理については一般会計で措置をしているということもまず申し上げておきたいというふうに思います。

その後、背後地として昭和48年に能取漁港二見ヶ岡地区の漁港の背後地として能取工業団地の造成を開始をしたのが昭和48年ということでございまして、これの経緯としては、当時、市街地にあるいろいろな加工場の悪臭の問題ですとか、そういうこともあったように聞いています。そんなこともあって工業団地の造成を始めて、昭和51年に完了して、工業団地の売却を開始したという経過になっています。しかし、当時は、漁港法の定めによって、工業団地の用途規制がありまして、水産にかかわる工場施設等以外については売却できないという時代の背景もありまして、これが平成11年2月に漁港法の改正で解除されるわけですが、それまではそういう条件のもとで、なかなか売却がほとんど進まなくて、また、昭和50年代から60年代、平成の初期にかけて、非常に高金利の時代でもありましたから、そういった条件、あるいは200海里問題ですとかオイルショック等もあったのだと思いますが、そういったこともあって、先ほど松浦委員から御指摘のあったとおり、平成10年には約56億5,000万円の赤字になったということもございまして。

その後の健全化の推移でございまして、そういった状況の中で、先ほど申し上げたとおり、平成11年に漁港法の改正で規制緩和がされたということもあって、健全化計画を策定いたしまして、これは、レイクサイドパーク・のとろの整備などを行いながら、これを平成11年、平成12年度においては、平成12年までにおよそ28億6,573万円の圧縮をこういった事業の展開で行ってきたという状況でございまして。この赤字の額を平成18年度まで維持をさせて、平成19年度には赤字健全化対策として新たな特別繰入を行いました。そのことによって15億6,500万円の赤字を解消して、赤字額を12億1,893万円まで圧縮するに至ったという経緯です。その後、平成20年度には一部売却が進んだのもありますし、特別繰入を2億4,000万円行ったと。そのことによって、2億6,000万円ほどの赤字の圧縮をしたということもございまして。平成23年には御存じのとおり、メガソーラーの発電施設の用地として2億3,500万円を有償所管が

えをして、このことによって2億6,700万円を圧縮したと。さらに、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたが、平成27年度のメガソーラーの発電施設用地として2万5,000平米、9,750万円の有償所管がえということで、1億637万6,000円の圧縮が見込めるということで、平成27年度の決算見込みとしては、最終的には、平成10年に56億5,000万円ほどあったものが、現状で5億6,000万円ほどまで赤字が圧縮できるのではないかとというふうに見込んでいらっしゃるということでございまして。ちょっと長くなりました。

○栗田政男委員 経過を全て話していただきましたが、私、話すことがなくなったのですが、その間、私も議員になって初めのころに、その繰り入れのときには議員でしたので、そのときの経過も、私が今話したようなことが先輩諸兄の議員からお話もございました。そういう中で、必ずしもこの会計が負の遺産という捉え方をするのではなくて、いろいろなプラスの要素があって、網走にとってはプラスのほうがもう上回っているのではないかとこの議論がそのときされたのを今でも鮮明に思い出しますが、本当に、一つのことが、ある側面からだけ見ていると見えてこない部分があると思います。その生産性、あの地区が今非常にいい生産性を上げて、網走に非常にプラスに作用しているということは誰も認めていることでありますし、そういうこともしっかりとこの会計の中に含まれているということを前提に、ではこれから先どうするのだと。私も、そのソーラーに関しては、その当時いろいろな話があって、そういう形ができればいいなということで、これは、そのときの水谷市長がトップセールスをなさって、しっかりといろいろなその情報をつかみながら、この成果があり、網走の天都山のほうもそういう形で利用されているということはすばらしい成果ではないかと、よくここまで努力をして小さくしたのだと、これはもう本当に、何というのでしょうか、息が詰まるというか、立派なことだなというふうにも思います。

そういう中で、今後もやっぱりできるならば、先ほど答弁もいただきました、ちょっと今の段階では一般会計繰入は厳しいなという話も聞いていますので、市長、これの予定といいますか、多分、市長のことですから、いろいろな情報を持ってらっしゃって、これならいけるというような何か

予定とか心づもり、決意というものがあれば聞かせていただきたいと思いますのですが。

○水谷洋一市長 能取の漁港会計につきましては、今、過去の御説明があったとおり、大変苦勞して、先輩たちも苦勞して小さくして、今5億数千万円になったということでございます。さまざまな事業の中で、近年においても約3億近く、3億、4億弱ですね、圧縮をしたわけでありまして、今後の見通しということではありますが、きょうの限りの段階において明らかにするものはございませんが、圧縮するように努力をしてみたいと、このように思うところでございます。

○栗田政男委員 わかりました。5億まで下がっているの、5億ちょっとですから、いろいろな可能性が見えてきた、すばらしいことだなというふうに思っています。一つ考えなくてはいけないのは、まだまだたくさんのおおきな土地が残っています。これは負ではないのですね、可能性の土地だと私は思っています。いろいろな誘致、これからどういふふうにな社会情勢が変わるかわかりません。その中で、売ることだけ、今そういう議論ばかりなのですが、市が持っている財産という感覚を私は持つべきではないかと。大きい土地があるということは、それだけのものを使える可能性があるということです、そういう希望がないと、やはり、とにかく売れ売れでは。これも前にもお話ししましたが、正直、市役所の皆さんが土地を売り買いするのは、非常に、何というのでしょうかね、得意分野ではないと思うのですね。やはり民間のいろいろな不動産屋さんとか、そういうプロの方にいろいろな情報提供をしながら、そういう活力をいただきながら進めるのが僕はいいのではないかと、そういう方向性も一つ視野に入れてというお話も以前にしました。これも今でも変わっていません。いろんなことで、やっぱり民間の知恵、いろいろなものの能力を活用しながら、しっかりと市民に対してプラスになるような方向性を持っていただきたいと思います。

網走港のほうは、同じようなことなのですね。私、子どものころ、漁組が昔2条通の今のセブンイレブンのちょっとこちら側に大きな建物がございました。川筋地区は屋根がかかっている、本当に魚臭い、暗い地域で、でも、生産量、当時はすごかったの、漁獲が、にぎわってましたし、歩くこともできないぐらい魚出ているという状況

でもありました。ぽつんとバスラーメンがあって、屋台みたいなことがあったという風物詩もあったように記憶をしております。現在、いろいろな開発の結果、網走港のほうに移動したということで、それによって、やはりそこもプラスの作用が働いているのです。今その会計の部分だけ言うと、土地もせっかくできたのに、おまえたち売れなくてどうするのだという話が、議論が多いのですが、今あそこであれだけホタテの稚貝、また、いろいろな荷揚げ作業、まして輸出に対応できるような衛生管理、全てが今できるというのは、先人たちがあそこにきちんと目を向けて開発をしてくれたということなのですね。その結果として、附帯する部分でどうしても土地はできてしまいます。昔あそこはポンモイという地域で、出雲大社の前はきれいな砂浜で、いろいろなコンブが揚がっていましたね。そこがある意味埋め立てられて、ああいう土地ができ上がったということは、やはりこれも一つの可能性の宝だと思います。ただし、やっぱりそういう債務がそれだけついているということは、それを何とかしなくてはいけないという知恵はみんなで出し合わなくてはいけないのですが、議論を聞いていて感じたことは、負のことばかり、そこばかりに目が行って、可能性だとか、土地があるということはいろいろなことができる、網走にとってプラスのことがいっぱいできるのだよという可能性を見つけ出すことがまずは一つ必要ではないかなと。暗い話ばかり、マイナスの話ばかりではなくて、プラスのポジティブな話も必要ではないかなというふうに思います。

1点、あそこの網走港の土地に関してはいろいろなお話を聞いています。ちょっと土地に関しては、価格的なものの柔軟性が足りないのかなと思います、正直言って。その辺は役所の財産ですから、そう値段を変えたりというのが簡単にはできないというのはわかっていますが、その辺の対応の柔軟性というのはどういふふうにつまえているのでしょうか。

○清杉利明港湾課長 港湾用地の土地の価格のことでございますけれども、価格につきましては、平成23年度において、それまで、直近で土地の売れない年度もございまして、そういうこともありまして、平成27年度において見直しを行ってございます。その中では、価格を引き下げているほか、大面積で購入していただく場合については、それ

までは最大で20%の割引でしたけれども、それも30%にまで引き上げをしております、それ以後につきましては、少しずつではございますけれども、毎年、土地につきましては売却が続いている状況でございます。

また、土地が売却にまで至らなくても、貸し地という形で運用していただけることもございまして、そういう面でもポートセールスに努めているところでございます。

○栗田政男委員 少しずつ柔軟性が出ているのかなと思います。答弁の中で聞いていますと、分割払いにも、土地というのは、分割払いというのは通常はないのですね。金融機関から借りて用意したりというときに、あくまでも現金取引が基本なのですが、そういうことも対応しているということなので、安心はしたのですが、ちょっと1点気になったのは、分割払いというのは、税制の、固定資産税の課税のタイミングというのはどこになるのでしょうか。

○清杉利明港湾課長 土地の所有権の移転につきましては、全額支払った後に行っております。

○栗田政男委員 ずるしろというのではなくて、そういうことは、長期に例えばなかった場合については、その分得してしまうのですね、利用していれば。ということは、小さい話なのであれなのですけれども、あくまでも、基本は名義を変えないと課税ができないということだと思ふ、それでいいのですね、名義を変えた段階で課税の対象になると。それは常識的な範囲として受けとめたいと思います。

そこも1点、私も前にも申し上げましたが、塩漬けの土地を持っているよりは、民間の方が買っていて、固定資産税で長期に回収をするという考え方も一つありなのかなという気がします。それがどの程度あって、数字的に合うかは別ですが、長期的な目で見ると、余り高くなくても、安く売ったにしても、長い間一生懸命固定資産税を払うことによって、市としては回収ができる可能性もあるのではないかと。これも一つの、長く塩漬けになっているものについては考え方の一つではないかと、参考にしていただければと思います。

長くなりました。これで質問を終わります。

○平賀貴幸委員長 以上で、本日の日程であります特別会計、企業会計についての細部質疑を終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。

再開は、あす午前10時といたしますから、参集願います。

お疲れさまでした。

午後 2 時01分散会
